

政令第三百四十四号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の三第二項において準用する同法第八十六条の二第二項第三号及び第十四項並びに同法第五十条第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで並びに第九十七条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第二項第二号中「においては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び次条」を加え、「及び当該第一号要件文書に」を「及び」に改め、「含む。」の下に「若しくは法第五十条第一項第二号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者を当該政党その他の政治団体」を加え、「者を当該」を削り、「参議院議員として」の下に「当

該第一号要件文書に」を加え、同項第三号中「及び第五項」を「、第三項及び第六項」に改め、「文書」の下に「（次条において「第三号要件文書」という。）」を加え、同条第八項及び第九項中「においては」を「には」に改める。

第八十八条の六第六項中「及び前項の」を「、第三項及び前項に規定する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項第三号に定める文書」を「第三号要件文書」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「同項第三号に定める文書」を「第三号要件文書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「法第八十六条の三第一項第一号」を「参議院比例代表選出議員の選挙（参議院選挙区選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。）においては、法第八十六条の三第一項第一号」に、「参議院議員の」を「参議院比例代表選出議員の」に改め、「前条第三項第一号に規定する」を削り、「同項第三号に定める文書」を「第三号要件文書」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合には、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものは

、当該参議院議員の選挙において、当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等（法第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第八十六条の三第一項の規定による届出をしていないものを含む。）若しくは法第百五十条第一項第二号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員、当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第一号要件文書にその氏名を記載された者、当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者又は当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等の参議院名簿登載者若しくは所属候補者として第三号要件文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

第八十九条第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第百五十条第三項」を「第百五十条第一項若しくは第三項」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改める。

第百十一条の四第一項中「以下」の下に「第百十一条の九までにおいて」を加え、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「参議院選挙区選出議員又は」を削り、「公職の」を「当該選挙における」に改め、「それぞれの選挙における選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）ごとに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院選挙区選出議員の選挙においては、当該選挙における候補者は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。

第百十一条の五第一項中「候補者届出政党」の下に「又は同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者（次項及び第三項において「候補者届出政党等」という。）」を加え、「同項の録音又は録画」を「同条第二項の政見の放送のための録音又は録画（次項及び第三項において「特定録音等」という。）」に改め、「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、同条第二項中「候補者届出政党」を「候補者届出政党等」に改め、「限る

」の下に「。次項において同じ」を加え、「同項」を「前項」に改め、同項第一号中「政見の録音又は録画（次号の政見の録音又は録画）」を「特定録音等（法第百五十条第一項の政見）」に改め、「除く」の下に「。以下この号及び次項において同じ」を、「基幹放送事業者」の下に「若しくは同条第二項に規定する選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者」を加え、「第百五十一条の二第二項又は第三項」を「第百五十一条の二」に、「政見の録音又は録画」を「特定録音等」に、「当該録音又は録画」を「当該特定録音等」に、「政見の放送のための録音又は録画」を「特定録音等」に改め、同項第二号中「政見の録音又は録画の放送のために必要な複製」を「特定録音等（法第百五十条第一項の政見の放送のために必要な複製に限る。）」に改め、「総務大臣が」の下に「同項の」を加え、同条第三項中「候補者届出政党」を「候補者届出政党等」に、「政見の放送のための録音又は録画」を「特定録音等」に改め、「基幹放送事業者」の下に「若しくは同条第二項に規定する選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者」を加える。

第百十一条の六を第百十一条の九とし、第百十一条の五の次に次の三条を加える。

（参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の提出等）

第百十一条の六 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者は、法第八十六条の四第一項、第二項又は

第五項の規定による届出のあつた日に、次項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。

2 法第五十条第六項に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。

一 法第五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)に該当する政党その他の政治団体であるもの 当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書（以下この号及び第一百一十一条の人において「五人要件文書」という。）並びに当該五人要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該五人要件文書に第一百一十一条の八第二項において準用する第八十八条の六第二項の規定又は第一百一十一条の八第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書

二 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(2)に該当する政党その他の政治団体であるもの 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数を記載した文書

3 法第百五十条第六項ただし書に規定する政令で定める場合は、同条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同条第六項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をしたものである場合とする。

(参議院名簿届出政党等の名称等の通知)

第百十一条の七 中央選挙管理会は、参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる参議院選挙区選出議員の選挙の期日の公示又は告示があつた日に、法第百五十条第六項各号に掲げる政党その他の政治団体(同項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他

の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をしたものを除く。)の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙について)は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に通知しなければならない。

(推薦団体又は確認団体に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第百十一条の八 第八十八条の二第一項の規定は、法第五十条第六項の規定による文書の提出の際現に衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における同条第一項第二号イ(1)に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について準用する。

2 第八十八条の六第二項の規定は、参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合における五人要件文書の記載について準用する。

3 参議院選挙区選出議員の選挙(参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。)においては、法第五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体のうち、同号イ(1)に該当する政党その他の政治団体は、当該参議院選挙区選出議員の選挙において、当

該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として五人要件文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、五人要件文書にその氏名を記載することができない。

4 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における法第百五十条第一項第二号イ(2)に規定する当該政党その他の政治団体の得票総数は、当該政党その他の政治団体の当該選挙の期日における届出候補者（法第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（法第八十六条第七項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）又は法第八十六条の四第三項（同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該政党その他の政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。）の得票数を合算した数とする。

5 参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における法第百五十条第一項第二号イ(2)に規定

する当該政党その他の政治団体の得票総数は、法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政党その他の政治団体の得票総数（当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）とする。

6 第一項の場合においては、第百十一条の六第二項第一号、第二項において準用する第八十八条の六第二項及び第三項に規定する衆議院議員又は参議院議員には、第一項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

第百二十九条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「その」を「同条第二項の規定により報酬の支給を受けることができる」に改め、「使用する前」の下に「（第七項に規定する場合には、その者に対して同条第二項の規定により報酬を支給する前）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法第九十七条の二第五項に規定する同条第二項の規定により報酬の支給を受けることができる者を使用する前に同条第五項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合は、法第百五

十条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が法第九十七条の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、同項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するものとす。

第三十二條の十二第一項中「第五十條第六項」を「第五十條第九項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第八十八條の五第三項（第一号に係る部分に限る。）、第十八條の六第二項、第三項及び第七項、第一百一十條の四第二項、第一百一十條の五第一項から第三項まで、第一百一十條の六から第一百一十條の八まで並びに第二百二十九條第七項及び第九項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、この政令の施行の日以前にその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関し、当該政見放送のための録音又は録画の公営、都道府県の選挙管理委員会等に対する文書の提出等に係る規定の整備を行う等の必要があるからである。